

日吉津村自治基本条例策定委員会グループ2（第4回）議事録

日時：5月28日（水）午後7時30分～9時30分

場所：役場第3会議室

出席者 井上委員、土井委員、破戸委員、高森委員、長谷川委員

欠席者 西委員

事務局 高田課長補佐

○協議

◇自治基本条例の内容の検討について

グループ2（行政）

（事務局）

- ・資料説明と前回の確認を行った。

<参加のしくみと説明責任>

説明責任

- ・前回の話により、説明責任について、名張を基本とし生野の条例を参考に次のとおり作成した。
- ・「村は、施策等の立案から実施、評価に至るまで、その経過や内容、目標の達成状況等を村民に分かりやすく説明するとともに、村民から要請を受けるときには、迅速かつ誠実に応答するように努めなければならない」
- ・策定委員会の意見に「対応がスピード感に欠ける」という意見があったので、迅速という文言を加えた。
- ・政策の立案から・・・とあるが、政策は非常に大きい。名張は全体的に政策と言っていると思う。本村は、行政評価で施策等ということにしている。
- ・迅速かつ誠実に・・・は、とても良い。
- ・分かりやすく計画と言っても良いが。
- ・施策等にするとということ。（委員賛成）
- ・住民の姿勢も載せなくても良いのか。参画と協働を考えれば、住民も参画するようなことがなければいけないと思う。
- ・説明責任なので、行政側の姿勢だから住民の姿勢まではどうかと思う。
- ・言われるように、ここに載せることでもないかもしれない。検討してみてもおかしければ載せないということ。
- ・あまり無関心にならず、村政等に積極的に関わるということだと思う。
- ・言われる通り。説明責任に載せてあっても良いし、参加しくみでも良い。要検討で。
- ・参加のしくみには入ると思うので、とりあえず説明責任は、「村は、施策等の立案から実施、評価に至るまで、その経過や内容、目標の達成状況等を

村民に分かりやすく説明するとともに、村民から要請を受けたときには、迅速かつ誠実に応答するように努めなければならない」（名張、生野）を参照。

推進委員会

- ・米原を基本に、他の条例にある推進委員会関係のものを参考とし、次のとおりとした。
- ・「村は、この条例の実効性を高め、村民参画と協働の適正かつ円滑な推進および村民による自治の発展を図るため、日吉津村自治基本条例推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。」
「委員会は、この条例の改正などに関する村長の諮問に対して審議し、村長に答申するほか、軽微な変更などについては意見書を提出する。」
「委員会は、前項に規定するもののほか、自治の推進に関する重要事項について、村長に提言することができる。」
「村長は、委員会の答申および提言を尊重しなければならない。」
「委員会の組織および運営に関し必要な事項は、村長が別に定める。」
- ・中川アドバイザーのアドバイスに、条例の廃止は余り考えないようにということだったので、この条例の改正など・・・としている。
- ・村長が別に定めるとあるのは、規則や要綱などを別に定めるという意味。
- ・このとおりで良いと思う。（委員賛成）
- ・それでは、次のとおり「村は、この条例の実効性を高め、村民参画と協働の適正かつ円滑な推進および村民による自治の発展を図るため、日吉津村自治基本条例推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。委員会は、この条例の改正などに関する村長の諮問に対して審議し、村長に答申するほか、軽微な変更などについては意見書を提出する。委員会は、前項に規定するもののほか、自治の推進に関する重要事項について、村長に提言することができる。村長は、委員会の答申および提言を尊重しなければならない。委員会の組織および運営に関し必要な事項は、村長が別に定める。」（米原など）を参照。

◇その他

- ・自治の基本、他自治体との関係や条例の位置づけはどうすればよいか。
- ・実際はもう少し詳しく協議しないといけないが、今までにある程度協議して来ているので、時間もないしとりあえず良いのではないかな。
- ・他自治体との関係と条例の位置づけについては、事務局で案を作成し、協議した全体のものを行政グループのまとめとして、全体会に報告ということで。（委員賛成）
- ・検討しまとめるということで。
- ・全体会での報告を座長にお願いする。

（事務局）

- ・ 5/30（金）にコミュニティと自治基本条例の関連について、策定委員会・プロジェクトを主体に研修会を実施予定であり、参加をお願いする。（自治会、コミュニティ組織、議員にもお知らせ済）
- ・ 次回は、6/10（火）午後7時30分～役場で策定委員会を開催。

○閉会